

税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／第3期
国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
保育料／12月分
納期限／12月25日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には早急に届け出をお願いします。届け出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前のままで課税されることがありますので、ご注意ください。

○土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてください。

○登記をしている家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

- ① 未登記家屋所有者変更申請書 (税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)
- ② 売買契約書または遺産分割協議書の写し
- ③ 関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

「建物滅失届」を提出してください。

■必要書類

- ① 建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)
- ② 建物取り壊しの契約書の写し
- ③ 解体業者の取り壊し証明書
- ④ 建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先

総務部税務課

税の納付は期限内に

住民の皆さまに納めていただく税は、まちづくりや住民の皆さま

の暮らしを支える大切な財源です。大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけていない方もおられます。

納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

◎滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います。税に充当することになります。

- ① 督促状を送付
- ② 電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③ 財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施
- ④ 差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

◎納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

●問合せ先

総務部税務課



コロナ対策

R2年分確定申告会場は津島市文化会館です！

安全確保のため混雑(=3密)解消に向けた取組を実施予定。
→ 毎日の申告相談に係る対応人数にも限界が発生します。

感染防止(安全確保)のため自宅等からの申告にご協力をお願いします。

e-Tax がより簡単・便利に！

★ マイナンバーカードで自宅等から送信！
又は
★ 最寄りの税務署でID・PWを取得して自宅等から送信！

津島税務署からのお知らせ



津島税務署からのお願い

簡単・便利なe-Taxにご協力を スマホ・PC等から申告できます

○確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆さまが確定申告の手続きのため税務署へ来署され、2月16日から3月15日までの確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆さまが確定申告会場(津島市文化会館)に来場されることが予想されます。混雑した状況下では、いわゆる**密集・密接・密閉(=3密)の環境が発生**しやすく、少なからず感染リスクが発生します。

令和2年分の確定申告においては、税務署側においても感染防止対策を第一に考え、納税者の皆さまの安全を確保するため、入場制限等の会場運営を行います。

したがいまして、税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも**限界が発生**しますので、納税者の皆さまの安全確保という観点におきましても、ぜひ、簡単・便利な**自宅等からのe-Taxにご協力をお願いします。**

○年内にe-Taxのご準備を

①マイナンバーカード+ICカードリーダーまたは②マイナンバーカード+マイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、市町村でのマイナンバーカードの申請手続きまたは最寄りの税務署の窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、**申告されるご本人**が運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。か、最寄りの税務署(所得税担当)にお問合せください。

【国税庁HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>確定申告>個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】